

知多市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第 1 4 号

知多市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

知多市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成 2 9 年知多市規
則第 2 0 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(削る)	<u>(特定任期付職員業績手当)</u> <u>第4条 条例第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、特定任期付職員</u> <u>の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものと</u> <u>する。</u> <u>2 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在</u> <u>職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該</u> <u>基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあ</u> <u>っては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日</u> <u>までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を</u> <u>挙げたと認められる特定任期付職員に対して支給することができるものとす</u> <u>る。</u> <u>3 特定任期付職員業績手当は、基準日の属する月に係る期末手当の支給日に</u> <u>支給する。</u>
<u>第4条</u> (略) (期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合)	<u>第5条</u> (略) (期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合)

改正後	改正前
<u>第5条</u> 特定任期付職員に係る給与条例第20条第5項（同条例第21条第4項で準用する場合を含む。次項において同じ。）の市長が規則で定めるものは、給与支給規則第18条第5項の規定にかかわらず、別表の職員欄に掲げる職員とする。 2 （略） <u>第6条</u> （略） <u>第7条</u> （略） <u>第8条</u> （略） 別表（<u>第5条</u>関係） （略）	<u>第6条</u> 特定任期付職員に係る給与条例第20条第5項の市長が規則で定めるものは、給与支給規則第18条第5項の規定にかかわらず、別表の職員欄に掲げる職員とする。 2 （略） <u>第7条</u> （略） <u>第8条</u> （略） <u>第9条</u> （略） 別表（<u>第6条</u>関係） （略）